

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和 6 年 5 月 29 日開催

令和 6 年 6 月 21 日開催

熊 取 町 議 会

目 次

〔議員全員協議会（5月29日）〕

令和6年度新型コロナワクチン接種について	1
その他報告	3
1. 令和6年度児童手当制度の改正について	3
2. マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について	4

〔議員全員協議会（6月21日）〕

その他報告	7
1. 熊取町空家実態調査の結果について	7
2. 「令和6年度物価高騰対応重点支援給付金」令和6年度新たな非課税・住民税均等割の み課税世帯、低所得の子育て世帯への加算について	9
3. 「令和6年度物価高騰対応重点支援給付金」低所得者支援及び定額減税補足給付金（調 整給付金）について	10

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和6年5月29日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	文 野 慎 治	2	番	多和本 英 一
	3	番	長 田 健太郎	4	番	石 井 一 彰
	5	番	坂 上 昌 史	6	番	大 林 隆 昭
	7	番	坂 上 巳生男	8	番	江 川 慶 子
	9	番	渡 辺 豊 子	10	番	二 見 裕 子
	13	番	田 中 圭 介	14	番	河 合 弘 樹

欠席議員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	総合政策部長	田 中 耕 二	総 務 部 長	永 橋 広 幸
	健康福祉部長	野 原 孝 美	健 康 福 祉 部 統 括 理 事	石 川 節 子
	企画財政経営課 長	近 藤 政 則	企画財政経営課 参 事	竹 田 陽 介
	人 事 課 長	大 神 輝 光	健康・いきいき 高 齢 課 長	桑 原 良 治
	生活福祉課長	降 井 広 志	保 険 年 金 課 長	橘 和 彦
事務局	議会事務局長	東 野 秀 毅	書 記	阪 上 高 寛

案 件

- 1) 令和6年度新型コロナワクチン接種について
- 2) その他報告
 - ・令和6年度児童手当制度の改正について
 - ・マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について

議長（河合弘樹君）皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係議員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会します。

（「13時30分」開会）

議長（河合弘樹君）本日の案件は、令和6年度新型コロナワクチン接種についての1件、その他報告が2件であります。

発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、令和6年度新型コロナワクチン接種についての件を説明願います。桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）それでは、令和6年度新型コロナワクチン接種について、資料

に沿ってご説明します。

これまで、特例臨時接種で実施してきた新型コロナワクチン接種については、令和6年4月1日から、定期接種のB類疾病に位置づけられました。これに伴い、予防接種法に基づく定期接種として、次のとおり実施します。

まず、1点目の接種対象者ですが、65歳以上の者と60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいを有する者として、厚生労働省令で定めるものとされ、高齢者インフルエンザと同じ対象者となります。

次に、2点目の接種時期ですが、秋冬に1回です。詳細の日程については、まだ国からも示されておられません。

次に、3点目の接種費用ですが、自己負担額として3,000円を予定しています。

次に、4点目の接種場所ですが、3市3町の協力医療機関となります。

次に、5点目の使用するワクチンですが、現在のところ未定でございます。

次に、6点目の予算関係ですが、下表のとおり、秋冬接種に必要な経費について、6月補正に計上させていただいております。歳入予算は、今年度については、歳出の個別接種委託料に係る費用の一部助成として、国の基金管理団体からの助成金となります。

次ページをご覧ください。

歳出予算は、消耗品費、印刷製本費、個別接種委託料、予防接種助成金となります。

表の下ですが、接種費用単価は暫定額でございます。国から1万5,300円程度と示されておりますので、自己負担額がある方については3,000円を控除した1万2,300円を、費用免除の方については全額の1万5,300円を接種費用単価としております。

また、個別接種委託料の人員は、接種対象者（65歳以上の方）の50%で計上させていただいております。

次に、7点目の特記事項ですが、町からの接種券の送付はありません。町実施の集団接種の予定はありません。ワクチンは卸業者から直接医療機関へ配送されます。定期接種の対象者に該当しない方や、対象者であっても接種時期外に接種をする場合は、予防接種法に基づかない任意接種となり、接種費用は全額自己負担となります。

次に、8点目の今後の予定ですが、令和6年10月号広報、ホームページ、公式SNSで周知させていただきます。

以上で、令和6年度新型コロナワクチン接種についての説明を終わります。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません、今、ご説明のなかったところで、予防接種助成金32万3,000円について、特別措置分ということで20人と5人上がっているんですが、その辺の説明をお願いします。

議長（河合弘樹君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）こちらにつきましては、一応、接種協力医療機関については、3市3町ということになっているんですけれども、中には、本町の住民票に登録されている方で、例えば老人ホームとかの施設に入所されている方、あるいは、ちょっと一時的に病院のほうに入所されている方につきましては、ちょっと3市3町にいない場合は、一旦、全額自己負担していただきますんで、かかった費用を町のほうから助成させていただくという形になります。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、令和6年度新型コロナワクチン接種についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

次に、その他報告が2件あります。

質疑は全ての報告が終了した後にとまとめて承ります。

まず、令和6年度児童手当制度の改正について報告願います。降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君） それでは、令和6年度児童手当制度改正について説明させていただきます。

今回の制度の改正につきましては、子ども・子育て政策において、待機児童の減少など一定の成果はあったものの、少子化傾向には歯止めがかかっていない状況にあり、現在の経済情勢から所得や雇用への不安等により、将来展望を描けない状況に陥っている状況の中で、国におけるこども未来戦略方針の中の子ども・子育て支援加速化プランで示された子ども・子育て政策の強化を早急に実現し持続するためのこども未来戦略に基づいて、令和6年度の児童手当制度の見直しを行うものでございます。

改正される制度の内容ですが、まず、1点目は所得制限の撤廃です。現制度では、所得制限限度額が設けられ、月額5,000円の特例給付の支給や、令和4年6月からは所得上限限度額が設けられ、限度額を超えた場合は支給対象外となっておりますが、今回の改正により、児童全員を本則給付とする改正となっております。

2点目は支給期間の延長です。支給期間をこれまでの15歳に達する日以降の最初の3月31日までのいわゆる中学生世代までであったものを18歳に達する日以降の最初の3月31日までのいわゆる高校生世代までに延長するものです。なお、義務教育後の16歳以上につきましては、就労等の可能性もあるため、現行の児童同様に受給者が監護及び生計同一または生計維持の要件を満たすかによって支給の有無を判断するものとされております。

3点目は、多子加算の拡充です。児童手当の多子加算については、子ども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、子ども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いため、第3子以降の支給額を現行の月額1万5,000円から月額3万円とするものでございます。なお、第3子以降の判定につきましては、第1子が高校を卒業した時点で第3子を第2子として判定することとなっておりますが、今回の改正において、第3子の判定を第1子が22歳までの大学世代まで延期されることとなっており、18歳年度以降22歳年度末までの子にあっては、その親等の経済的負担がある場合は上の子としてカウントし、親等の申立てにより確認することとなっております。

4点目は、支給回数の増でございます。これまでは4か月ずつの年3回の支給を2か月ずつの隔月、年6回に変更し、活用しやすいように支給回数を増やすものです。なお、公務員の支給については、これまでどおり所属庁からの支給となっております。

続きまして、費用の負担割合でございます。拡充前の現行制度では、お勤めされている被用者の3歳未満につきましては、事業主と国・府・町、それ以外は国・府・町のそれぞれの割合で負担しておりましたが、拡充後の新制度では、国が新たに支援納付金を創設し、医療保険者が被保険者等から保険料とあわせてこども・子育て支援金を徴収し、子ども子育て支援納付金として国に納付される支援納付金を児童手当の財源とするもので、支援納付金を加え、新しい割合で負担することとなっております。

なお、今回の制度改正では、制度の拡充で事業費は増額することとなっておりますが、町の負担割合が減少したことにより、町負担の額は減少となる見込みとなっております。

施行期日ですが、こちら現在、国会で審議中の児童手当法の改正を含む子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が可決され、閣議決定のとおり、令和6年10月1日付での施行となった場合におきましては、令和6年10月分からの適用予定で、12月支給予定の分から実施となる予定となっております。

必要経費につきましては、システム改修経費等が必要となりますが、国庫補助の予定となっております。

児童手当費につきましては、公務員に扶養されている児童以外の18歳に達する日以後の最初の3

月31日まで、いわゆる高校生世代までの全児童分となり、増額となる部分につきましては、所得制限の廃止による特例給付や不支給がなくなり全ての児童が本則給付となること、また、第3子が月額1万5,000円から3万円に増額、また、高校生世代が支給されることによる増額となります。対象児童数見込みにつきましては合計で6,458人を見込んでおり、現行制度の当初予算見込み児童数が4,826人でしたので、1,625人の増を見込んでおります。これ以外に、制度周知に係る通信運搬費の増などを見込んでおります。

最後に、周知方法につきましては、児童手当及び特例給付受給者への個別の通知やホームページ、広報誌への掲載を予定しております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、令和6年度児童手当制度改正の説明とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）次に、マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について報告願います。橋保険年金課長。

保険年金課長（橋 和彦君）それでは、マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について、資料に基づきご説明させていただきます。

まず1点目、健康保険証の廃止でございます。

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行は終了いたします。なお、それまでに発行済みの健康保険証に関しましては、有効期限内に限り使用可能でございます。ですので、まず、令和6年度におきましては、国民健康保険においては10月に、後期高齢者医療におきましては7月に例年どおり健康保険証の発行を予定しております。この発行は1年間の有効期限でございます。また、12月1日までに資格取得、例えば退職されて国民健康保険に加入される方などに関しましては、これまでどおり保険証のほうを発行いたします。なお、この発行する保険証に関しましては、有効期限は一斉更新と同じ有効期限内といたします。下の図を見ていただければ参考になるかと思うんですけども、12月2日以前の後期高齢者に関しましては7月に、国保に関しては10月に保険証を発行しましたら、1年間、12月2日以降も有効となっております。それぞれ期間が過ぎましたら、マイナ保険証に移行していくという形になってございます。

それでは2点目、マイナ保険証への円滑な移行に向けた取組対応でございます。

1つは周知でございます。健康保険証の更新等、また国保におきましてはこの6月に送ります保険料の決定通知などにリーフレットを同封したりしまして周知のほうに努めてまいります。

また、資格情報のお知らせの交付ということで、令和6年度の保険証の一斉更新時に、現その時点でマイナ保険証を所有されている方に対しては、自身の保険の資格の情報を、こちらの資格情報のお知らせによってお知らせをする予定でございます。あくまで現時点でございますが、マイナ保険証をお持ちの方は国保・後期ともにおおよそ6割、でございますのでこの6割の方にこの資格情報のお知らせを送る予定としております。

3点目が、資格確認書の交付でございます。6割はマイナ保険証を現在お持ちですけれども、残りの4割の方は、マイナンバーをそもそもお持ちでない、もしくはお持ちでもマイナ保険証にひもづけておられない方に関しましては、こちらの資格確認書を交付することによって、医療を自分の保険の自己負担割合で受けられるようにいたします。名前は違いますが、内容的にはほとんど保険証と同等の内容のものをを送りする予定です。この資格確認書の有効期限は1年間でございます。国保・後期それぞれ現行の保険証と混乱しないように、タイプとしまして国保はカード型、後期に関しては、はがきサイズのを現時点予定しております。

続いて、4点目が短期被保険者証の廃止です。現在、滞納されている方などにこちら有効期限の短い短期被保険者証を発行してございますが、保険証の廃止に伴いまして、短期の被保険者証の廃止になります。

続きまして、5点目が特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付いたします。長期にわたる滞納者に関しましては、納付を促す取組として、これまで、被保険者資格証明書の交付を行って

おりましたが、これに代えまして、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を発行し、滞納が続くようであれば、こちら10割の自己負担いただいた後に特別療養費として支給するという形に切り替わってまいります。

なお、この4点目、5点目につきましては、現場での運用面については、これからちょっと詳細を詰めていくような部分が一定ございますけれども、大枠では廃止または事前通知に切り替わっていくことになります。

続いて3点目、本町の対応におきましては、こうした取組に対応したシステム改修が必要になってまいりますので、国民健康保険におきましては6月補正で予算を計上させていただいております。10月の保険証の一斉更新までには資格情報のお知らせに係る改修、12月2日以降の資格確認書に係る改修等を実施予定としておりまして、円滑な移行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長（河合弘樹君）その他報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長（河合弘樹君）ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「13時48分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

河合弘樹

議員全員協議会

月 日 令和6年6月21日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	文 野 慎 治	2	番	多和本 英 一
	3	番	長 田 健太郎	4	番	石 井 一 彰
	5	番	坂 上 昌 史	6	番	大 林 隆 昭
	7	番	坂 上 巳生男	8	番	江 川 慶 子
	9	番	渡 辺 豊 子	10	番	二 見 裕 子
	13	番	田 中 圭 介	14	番	河 合 弘 樹

欠席議員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	総合政策部長	田 中 耕 二	総 務 部 長	永 橋 広 幸
	総 務 部 理 事	井 口 雅 和	健康福祉部長	野 原 孝 美
	都市整備部長	白 川 文 昭	企画財政経営課 長	近 藤 政 則
	企画財政経営課 参 事	竹 田 陽 介	人 事 課 長	大 神 輝 光
	税 務 課 長	都 志 伸 仁	生活福祉課長	降 井 広 志
	まちづくり 計 画 課 長	馬 場 高 章		
事務局	議会事務局長	東 野 秀 毅	書 記	阪 上 高 寛

案 件

1) その他報告

- ・熊取町空家実態調査の結果について
- ・「令和6年度物価高騰対応重点支援給付金」令和6年度新たな非課税・住民税均等割のみ課税世帯、低所得の子育て世帯への加算について
- ・「令和6年度物価高騰対応重点支援給付金」低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付金）について

議長（河合弘樹君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（河合弘樹君）本日は、その他報告が3件であります。

発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、最初に熊取町空家実態調査の結果についての件を報告願います。馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）それでは、空家実態調査の結果についてご説明させていただきます。

今6月議会や以前の議会でもご質問いただきましたが、熊取町の空き家に関して、令和4年度の

現地調査を経て令和5年度に空き家所有者アンケート調査を行いました。今般、ある程度アンケート調査の集約を行いましたので、ここでご報告させていただくものでございます。

それでは、資料のほうへ、冒頭少し補足しながら進めさせていただきます。

人口減少や社会状況の変化により、全国的に空き家が増加しています。住み替えや転入の受皿としての空き家は一定数必要ですが、適切な管理がなされていない空き家はその周辺環境に影響を及ぼしかねません。

6月議会の答弁とも重複するところになりますが、直近の空き家率といたしましては、平成30年に国が行った住宅・土地統計調査の結果で空き家率は全国13.6%、熊取町は6.7%と、大阪府内でも最も低い値となっておりますが、比較的空き家数が少ない現在から空き家発生の予防策や適正な管理のための方策を講じる基礎資料とするべく、令和4年度に実態調査を実施し、令和5年度に空き家所有者にアンケートを実施したところでございます。

【1】の令和4年度熊取町空家実態調査の結果概要です。

空き家数ですが、471戸となっております。平成30年度に自治会の皆さんにご協力いただき調査を行った結果が409となっております。今回の調査では、これらに関して追跡調査を行っております。

結果といたしましては、空き地等となったもの29件、新築、建て替えが行われたもの58件、居住者がいらっしゃるというケースが132件ということで、継続的に空き家と見られるものは190件となっております。約半数に利活用等による流動性が見られましたが、全体としての空き家数は増加となっております。

また、この調査に当たっては、空き家等の不良度の判定基準というのをあらかじめ設けまして、住宅の状況も併せて調査しております。その結果が表になってございます。471のうち、A、B、C、Dということでございます。

このDランクにつきましては44戸、将来的に特定空家等となることが懸念されますので、早い段階で所有者の方へ適切な情報提供を行うなど、継続的な取組が必要だと考えてございます。

続きまして、【2】です。アンケートの中間報告についてご説明します。

実態調査により、外見により空き家と判断した471件のうち、314件へ第一次としてアンケートを送付しました。そのうち139件から回答がありました。回答率44.3となります。

139件の回答のうち、77件の方が現在も空き家との回答で、77件の回答概要としては、相当の建築年数がたっている住宅が大半を占めており、草木の繁茂や建物への心配事が多く、今後の意向としては売却希望の割合が高くなってございます。

概要を表のほうにまとめてございます。

空き家の建設年でございますが、36年から45年が14%、46年から55年が44%、56年から平成2年が20%となっております。半数以上が55年以前のものでございまして、相当の年数が経過している住宅が多い。また、利活用に耐震性の確保が必要となるというふうに思われます。

続きまして、所有者あるいは管理者の居住地からの所要時間ですが、30分以内が約半数の47%となっております。現在の所有者、管理者の約半数は居住用の住宅を空き家の近くに有しており、これによって今後、ご自身が居住される可能性は低いのかなというふうに思われます。

続きまして、所有者の年齢でございしますが、65歳から74歳が25%、75歳以上が34%となりまして、65歳以上の方が半数を超えており、これについては今後、維持管理等が難しくなる可能性があると思われます。

続きまして、空き家の管理上の心配事ということでお尋ねした結果ですが、記載のとおり、樹木・雑草の繁茂、あるいは住宅の腐朽・破損の進行などが心配の種というふうになっているようです。

それから、今後の意向です。売却という方が46%で圧倒的で、ただ、建築年数から見ると、売却に当たっては住宅を除却した上で更地で売却というようなことが必要となるかもしれません。

それから、これらについて町に希望する助成制度等ございますかということで私どもからお尋ねさせていただいた結果では、解体費の助成、動産の処分費の助成などがあります。空き家のリフォーム助成については、記載しておりますが、6.8%ということで、比較的低い水準となっております。

続いて、【3】のアンケート結果を踏まえた今後の進め方です。

既存制度の積極的な周知、1点目といたしまして、空き家所有者に対し、心配事の解決や建て替えの促進となる建物除却の補助制度の周知や、空き家を探す人とのマッチングの場となる空き家バンクへの登録を積極的に促してまいろうと考えております。

それから2点目、相談体制の強化、協力機関との連携ということで、空き家バンクへの登録と空き家相談会への参加を積極的に促し、売却・賃貸借等の利活用につなげるとともに、空き家相談会の協力機関と連携し、不動産事業者の情報提供を行い、空き家所有者等がより相談しやすい環境づくりを進めます。

3点目でございます。所有者等への適正な維持管理の要請等、空き家の適正管理の必要性について所有者に対し周知啓発を行います。また、令和6年4月1日から義務化された相続登記制度や空き家の適正管理の必要性等、空き家管理の不全により生じるリスクを含め、町民への広報周知を行ってまいります。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）次に、「令和6年度物価高騰対応重点支援給付金」令和6年度新たな非課税・住民税均等割のみ課税世帯、低所得の子育て世帯への加算について及び「令和6年度物価高騰対応重点支援給付金」低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付金）についての件を報告願います。降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）それでは、まず「令和6年度物価高騰対応重点支援給付金」令和6年度の新たな非課税・住民税均等割のみ課税世帯、低所得の子育て世帯への加算について説明させていただきます。

今回の給付金も、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における給付金・定額減税一体支援枠の対象となっております。

支援対象世帯等についてでございますが、まず令和6年度新たに住民税非課税となった世帯は、令和6年6月3日現在本町に住民登録があり、次の全てに該当する世帯となり、1点目が令和6年度住民税が全員非課税の世帯、2点目が令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の非課税世帯の3万円を受給していない世帯、3点目が令和5年度物価高騰対応重点支援給付金の非課税世帯分の7万円を受給していない世帯、4点目が令和5年度物価高騰対応重点支援給付金の住民税均等割のみ課税世帯分の10万円を受給していない世帯となります。つまり令和5年度の給付金を受給していない世帯が対象となります。

なお、2点目と3点目のどちらか一方のみを受給している場合は、10万円からの差額を支給できることとなっております。

次に、令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯につきましては、非課税世帯と同じく、令和6年6月3日現在熊取町に住民登録があり、次の条件に全て該当する世帯で、1点目が令和6年度住民税が世帯全員均等割のみ課税となる、または均等割のみ課税と非課税の方で構成される世帯となります。

2点目、3点目、4点目の条件につきましては非課税世帯と同じでございます。

最後に、令和6年度低所得の子育て世帯への加算につきましては、令和6年6月3日現在熊取町に住民登録があり、令和6年度物価高騰対応重点支援給付金の新たに非課税・住民税均等割のみ課税となった世帯分を受給している世帯に属する18歳以下（高校生世代まで）の児童が対象となります。

次に、支給額ですが、令和6年度新たに住民税非課税となった世帯、新たに住民税均等割のみ課

税となった世帯ともに1世帯当たり10万円、低所得の子育て世帯への加算につきましては児童1人当たり5万円となっております。

支給方法につきましては、新たに住民税非課税となった世帯、新たに住民税均等割のみ課税となった世帯ともに対象世帯を抽出した後確認書を発送し、返送された確認書の内容確認後に給付金を支給します。低所得の子育て世帯への加算は、確認書で対象児童の確認を行い、併せて給付することとしております。

対象世帯数見込みにつきましては、新たに住民税非課税世帯となった世帯が約800世帯、新たに住民税均等割のみ課税となった世帯が約500世帯、低所得の子育て世帯への加算対象児童が約200人、約100世帯を見込んでおります。給付は原則、口座振込によるものとします。

事業期間につきましては令和6年6月27日から令和6年10月31日とし、申請は口座振込等の手続等が必要になりますので9月30日を期限としております。

予算措置につきましては、本定例会の追加議案として、補正予算で歳入とし、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として1億4,179万6,000円を計上し、歳出で事務費として人件費を110万9,580円、需用費で4万7,104円、役務費で63万9,160円、事業費で給付金を1億4,000万円とし、合計で1億4,179万6,000円を計上しております。

なお、給付金の内訳につきましては枠外に記載のとおりでございます。

支給のスケジュールの予定につきましては、対象世帯等のデータの調整を7月上旬までに行い、確認書及びお知らせの送付を7月中旬に、8月中の早い時期での支給日での支給を予定しております。詳細が決まりましたら、またホームページ等でお知らせいたします。

以上で「物価高騰対応を重点支援給付金」令和6年度新たな非課税・住民税均等割のみ課税世帯、低所得の子育て世帯への加算の説明とさせていただきます。

続きまして、「令和6年度物価高騰対応重点支援給付金」低所得者支援及び定額減税補足給付金、いわゆる調整給付金につきまして説明させていただきます。

本給付金も同じく、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における給付金・定額減税一体支援枠の対象となっております。

次に、支給対象者につきましては、令和6年1月1日現在熊取町に住民登録がある、または住民登録がないが所得税及び個人住民税所得割が課税され、次の条件のいずれかに該当する方が対象となります。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限ることとなっております。

まず、条件の1点目として、令和6年分の所得税額が定額減税額の3万円に世帯員数を乗じた額を下回る方、2点目として、令和6年度個人住民税所得割額が定額減税額の1万円に世帯員数を乗じた額を下回る方でございます。なお、令和6年分の所得税額は令和5年分の所得税額と同じであると推計して算出することとなっております。また、世帯員数とは本人と控除対象配偶者と扶養親族の数の合計となっております。

支給額につきましては、所得税及び個人住民税において、それぞれ定額減税額を控除し切れなかった額を合計し、1万円単位に切り上げて支給することとなっております。

支給方法は、確認書の提出により支給することとし、対象者を抽出後、確認書を発送、返送されてきた確認書の内容確認後に給付金を支給します。

なお、マイナンバーの公金受取口座の登録を行っている対象の方には、支給のお知らせを送付し支給することといたします。

支給対象者数の見込みは約8,000人となり、支給は原則、口座振込によるものとします。

事業期間につきましては、先ほどの令和6年度新たな住民税非課税世帯等と同様に令和6年6月27日から令和6年10月31日で、申請は口座振込等の手続等のため9月30日の期限としております。

予算措置も同じく、本定例会の追加議案として、補正予算で歳入とし、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として3億7,659万5,000円を計上し、歳出では事務費として人件費を300

万9,240円、需用費で57万5,216円、役務費で300万9,840円、事業費の給付金は住民税課税状況から試算した3億7,000万円とし、合計で3億7,659万5,000円を計上しております。

支給のスケジュールの予定につきましては、対象者等のデータの調整を7月上旬までに行い、確認書及びお知らせの送付を7月中旬に、8月中の早い時期での支給日での支給を予定しております。詳細が決定しましたら、こちらもホームページ等でお知らせをさせていただきます。

また、調整給付金に関する問合せに対応するために、役場1階税務課前にワンストップ窓口を7月から設置を予定しております。

以上で、「物価高騰対応重点支援給付金」低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付金）の説明とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） それでは、3つの報告について質疑があれば一括で承ります。質疑はありませんか。二見議員。

10番（二見裕子君） 空き家の実態の調査の結果について、一般質問でもさせてもらったんですけど、ちょっとこのところでお聞きしたいんですけども、今回アンケート、空き家と判定された471件のうち、送付先が特定できたところが314件で、特定できなかったところが157件ですかね、あると思うんですけども、その、これ3割ぐらい送付先が特定できていないというところがあるんですけども、これはこの4月から義務化された相続の登記とかをきちっとされれば送付できて、状況というのが分かるんですかね。どのような意向であるかというのは分かるんですかね。

議長（河合弘樹君） 馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君） ちょっと整理させていただきます。

1次調査は、比較的所有者の情報が簡単に把握できるものをまず先行してやらせていただいています。あと、現地で物件調査しているんですが、その物件の例えば税情報であるとかそういった登記情報だけでできないものについては、若干時間を要している関係があって現在作業中でございます。最終的には全数にアンケートを送付したいと考えておりますし、説明の中でも一部申し上げました44件については、より直接的にコンタクトを取っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 二見議員。

10番（二見裕子君） 分かりました。

Dランクのところですよ、44件というのは。今、見た目というか、取れるところでまずアンケートしたところなので、実際471件あるうちの44件がすぐにでも手をつけないといけないとか、何か取組をしていただかないといけないという段階だと思うんですけど、この44件も、もしかして見た目的な判断でされているんだったら、実際、所有者というのはまだ確定できていないところも何件かあるということですか。

議長（河合弘樹君） 馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君） 所有者はいずれにしても登記情報がございますので、所有者という形ではお名前は確認できるんですが、文書を送付する先として適当なところを突き止めるというか、調査するのにちょっと時間を要しているというふうにご理解いただけたら。

議長（河合弘樹君） 二見議員。

10番（二見裕子君） 分かりました。

突き止められるということですかね。よく、空き家になっているところに隣接した住民の方から、草がすごいのでといって、何とかそこを草刈りしてほしいと所有者にご連絡をお願いしますというふう環境課のほうにお願いしても、なかなかその持ち主にたどり着かないというところがあって、実際空き家がそのままできちっと手入れというんですか、していただけないということもあるんですけども、これ、今言われているように今後はしっかりと突き止めながら、空き家に対しては、特にDランクに関しては手を入れていく方向でやっていくということですか。

議長（河合弘樹君） 馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）法律に基づきまして、適切な形で税情報を利用するとか、あるいはまだ緒についたばかりで、どれぐらいのレアケースが出てくるかというところまで把握できていないんですが、結構近所の方に聞き取りとかというような手段も、ある一定有効やというふうにも聞いているので、ケース・バイ・ケースで対応していけたらと思っています。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）最後にアンケート結果を踏まえた今後の進め方というところで、空き家バンクへの登録を積極的に促しますというふうにあるんですが、実際、今空き家バンクは何件ぐらい登録されているんですか。

議長（河合弘樹君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）実は物件登録に関しては1件もない状態で、希望登録のほうだけ今お受けしているような形になってございます。

もともと空き家バンクを設置したときに、先進の市町にお邪魔して事情をお聞きして、空き家バンク単体ではなかなか成果が上がらなくて、マッチングするのに数年かかるというようなこともあるということをお聞きしていたので、同時に空き家相談員制度というものをつくりまして、いろいろ事情があって例えば市場に出ない、いろいろ事情があって空き家バンクにも登録できないという方のご相談をお聞きした上で、空き家バンクのほうへ登録するなり、あるいは空き家バンクへの登録がなかったとしても物件が市場に出ることがあればいいなということで始めさせていただいて、近隣では割とトップでやらせていただいたんですが、こちらのほう、なかなか相談に見えられるケースが少なく、月1回やっています、非常に空き家の所有者の方にとってはいい制度だと信じてやっているんですが、なかなかご利用の方が少ないので、このあたりをより直接的にPRして、専門家の相談を受けていただいて、いい結果へ導けたらなというふうに考えているところです。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）分かりました。

今、その登録しているのか、希望が3件だけしかないというのでちょっと聞いてびっくりしたんですけども、でも、貸したいところがないというところですかね。

議長（河合弘樹君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）先ほど資料の説明の中でもやりましたけれど、400数件のうち何件かは例えば居住者が見えられたりとかということがありまして、やはりなかなか市場に出すのが厳しいところが空き家に残っていて、比較的新しいし、例えば相続関係がはっきりしている、動産も整理できているというのは、多分空き家バンクを通らないで民間の不動産事業者のほうへ流れているんだと思います。ですから、そのちょっと間というか、事情のあるやつで専門家のご相談を受けていただいたら解決できそうなやつをうちのほうはちょっとマークしていきたいなというふうに考えています。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）分かりました。

でも、まだ民間でといっているけども空き家に対する貸家は少ないというふうに、何か実際に二見議員がそういうことがあったというふうに聞いていたので、民間にどれだけ流れているのかということもちょっと分からない部分があるかと思うんですけども、意向調査した中では46%の方が貸すより売却ということを希望しているということになるのかなというふうに見ていて、回答率も44%の中で売却は46%なので、ちょっと少ない、それだけ回答があった中の半分という形になっているかと思うんですが、その辺のところも含めて空き家バンクの登録と、また、売却であるならばどういうふうにすれば売却していけるのかというところの相談等をしっかり対応していただ

けたらなというふうに思います。

それと、今先ほどあった中でご近所の方から空き家になっている、空き家の管理でいろいろご相談とかもあるかと思うんですけども、私たちもちょっと相談を受けたりもしているんですが、町の美しいまちづくり条例の中で、そういった管理不行き届きの物件につきましては町が一応代理執行も可能だというような条例も中身、改正したかと思うんですが、そういうので執行した物件とかいうのはあるんですか。

議長（河合弘樹君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）美しいまちづくり条例のほうは、実は所管が私どもと違うので、でも総論的にご説明します。

一定、そういう強制的な手当てというのは、した実績は一度もございません。

現状、今空き家とか空き地に対してどういう形でアプローチしているかということ、空き地に関しては環境課で対応していて、物件があるものについて、いわゆる生活環境的な、草が繁茂しているというようなことは、環境課のほうからお電話差し上げると改善していただけるようなケースが割と多いので、そういうのはソフトに解決、それがちょっとかなわないというものについては、私どもで文書を送付してということで改善をお願いしているというような形です。

今後、先ほど44件については将来的な不安があるということで申し上げましたが、可能性としてはゼロではないですけども、状況に応じて適切に対応していくということかと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

道路とかそういうところについてはそれぞれ環境課で対応できるかと思いますが、敷地内の中で植林が倒壊してとかいって、敷地内での何せそういう中で問題点とか、台風とかそういったいろんなことの被害があったとき、災害があったときの対応ということで相談とかも受けたりもしておりますので、空き家、空き地対策というもの、どうしてもどうもならない44件と、通知を出しても通知が届かない、先ほども言っていました、そういうところに対する対応というものをしっかりと、これはどんなふうに対応していくのかというのは課題かと思うんですが、今言う国の法改正、相続税の関係のことが決まれば少しは進むのかも分からないんですが、取りあえずは、そういった相談会だけでは声をかけてもなかなか来られないというところなので、やっぱりしっかり通知とか個別に通知等もしていつていただきたいなというふうに思います。届かないところはどんなふうに対応したらいいのかちょっと分からないんですが、またよろしくお願いします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議長（河合弘樹君）以上で本日の案件は終了いたしました。

ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時00分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

河合弘樹